税源の偏在是正について

令和８年１１月１９日

埼　　玉　　県
千　　葉　　県
神 奈 川 県

税源の偏在是正について

東京都と隣接する我々三県は、一体的な都市圏を形成し、日本の首都機能を担ってきた。

そのような中、東京都の地方交付税算定上の財源超過額は我々三県の予算規模に匹敵する約２．２兆円にまで拡大しており、その潤沢な財源を基に「０～２歳児の第１子の保育料無償化」、「水道基本料金の無償化」に加え、新たに「０～１４歳の子供に対する１人当たり１万１千円の支給」など住民への給付施策を東京都が続々と打ち出した結果、我々三県との間の行政サービスの地域間格差は、看過し得ない水準にまで拡大している。

また、保育、介護、医療人材等の確保に対し、東京都が独自で手厚い支援策を講じていることもあって、我々三県における人材確保がさらに難しくなっており、住民生活に不可欠なサービスの提供が困難になる懸念がある。

東京都と我々三県は一体的な都市圏としての機能を果たしており、東京都のみの力で東京の経済発展が実現している訳ではない。我々は、行政サービス等で過度の格差が生じないよう、お互いと協調しながら、支え合い、調和を図っていくべきである。

我々三県が繰り返し指摘していたとおり、行政サービスの地域間格差の主たる原因は、東京都への税源偏在による税収の集中であり、令和８年度与党税制改正大綱においても、「財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている」と指摘されている。

これに対し、東京都は「国と東京都の協議会」等において「税収の増減があっても財源が増減する割合は２５％分となる現行の地方交付税制度が、自治体が努力するインセンティブを阻害している」との趣旨の主張を行っているが、このような主張は、東京都への過度の税収集中という問題から論点をすり替えるものと言わざるを得ない。仮に、この主張に沿って増減割合を高めた場合、財政力の低い地方自治体から高い地方自治体への財源移転が生じることとなり、これを回避するために仮に東京都が主張するように地方交付税総額を拡充した場合においても、税源の偏在を是正しなければ、財政力の高い地方自治体の財源がより充実することは避けられず、地域間格差をかえって拡大させ、全国の行政サービスのバランスに深刻な影響を与えるものと憂慮される。

東京都に税収が集中する背景には、ＥＣやキャッシュレス決済といったインターネット取引の更なる拡大や、支店・支社の統合などの組織再編、フランチャイズ事業の拡大といった経済社会構造の変化により、地方法人関係税収が、経済活動の実態以上に本社・本店が多く所在する東京都への集中が加速していることが考えられる。また、近年では、いわゆる持株会社のように東京都にのみ事業所を有し、他の道府県に納税しない非分割法人が増加している。

このため、事業所単位で都道府県が課税権を行使する現行の法人事業税の仕組みには限界があることは明白であり、特別法人事業税・譲与税の割合を高め、税収の偏在是正を一日も早く実現する必要がある。

７月２１日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2026」においても、

「都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和８年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる。」とされており、今年末までには結論が得られるものと認識している。

ついては、次の事項について要望する。

１　税源の偏在是正について

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、令和８年度与党税制改正大綱に示された具体的な取組を講ずること。

特に偏在度の高い地方法人課税について、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第９条に基づき、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの是正措置を、令和９年度税制改正において確実に講ずること。

２　「国と東京都の協議会」の運営について

これまでの会議の中で、東京都は「地方税財政制度全体のあり方の検証」など全国の地方自治体の財政運営や行政サービスに関わる内容を依然として主張しており、国と特定の自治体である東京都による「国と東京都の協議会」において取り扱うべき内容を逸脱していることに十分留意し、同協議会を適切に運営すること。

令和８年１１月１９日

内閣官房長官　　木　原　　稔　様

総 務 大 臣　　藤　井　比早之　様

埼 玉 県 知 事　　大　野　元　裕

千 葉 県 知 事　　熊　谷　俊　人

神奈川県知事　　黒　岩　祐　治